

報道機関各位

令和7年11月18日



芦屋町と北九州市が下水道事業における 広域連携に関する基本協定を締結

～上下水道一体で周辺自治体と広域連携、持続可能な公共サービスモデルを構築～

芦屋町は、この度、北九州市上下水道局と「芦屋町公共下水道事業事務委託に関する基本協定」を締結（書面締結）しました。

本協定に基づき、芦屋町と北九州市は、両自治体による持続可能な下水道サービスの提供に向け、令和8年4月1日の事務委託開始を目指します。

1. 本協定締結の背景と目的

- ・人口減少や老朽化施設、技術職員不足といった課題は、地方自治体の下水道事業持続性を脅かしています。芦屋町も同様に執行体制確保が喫緊の課題であり、北九州市とこれまで課題解決に向けた連携協議を重ねてきました。
- ・芦屋町と北九州市は、平成19年度から芦屋町の水道事業を北九州市に統合・一体運営しており、今回の下水道分野の連携は、この長年の協力関係を発展させるものです。
- ・北九州市が持つ技術力・経験を活かし、芦屋町の下水道事業を一体的に管理することで、芦屋町の持続可能な下水道サービス確保と、北九州市の連携中枢都市としての責務を遂行します。

2. 協定の概要

- ・協定名称：芦屋町公共下水道事業事務委託に関する基本協定
- ・締結日：令和7年11月18日
- ・委託開始：令和8年4月1日（予定）
- ・協定内容：
 - 芦屋町は、汚水処理に関する公共下水道事業の主要事務（事業管理、施設の設置・改築、修繕・維持等の事実行為）を北九州市に委託。
 - 委託の方法は、地方自治法に基づく「事務の委託」および「事務の代替執行」とする。
 - 委託に要する経費（事務費を含む）は、芦屋町の負担とする。

問い合わせ先

【芦屋町役場】都市整備課 下水道係 担当：中村・本末 ☎093-223-3549

位置図(芦屋町の下水道計画図を一部加工)



① 芦屋浄化センター



②中ノ浜ポンプ場



マンホール蓋



芦屋町と北九州市の施設等一覧（令和５年度末）

	芦屋町	北九州市
処 理 区 域 面 積 (ha)	524	16,628
処 理 区 域 内 人 口 (人)	12,805	914,684
管 渠 延 長 (汚 水※) (km)	94	4,298
下 水 道 普 及 率 (%)	99.9	99.9
処 理 場 数 (ヶ所)	1	5
ポ ン プ 場 数 (ヶ所)	7	34

※北九州市は合流管を含む